

## 技術管理者の要件

### (1) 実務経験者

	解体工事業登録		建設業許可（参考）
	通常	講習（注2）受講者	
大学又は高等専門学校で土木工学科等（注1）を修めて卒業した方	2年	1年	3年
高等学校又は中等教育学校で土木工学科等（注1）を修めて卒業した方	4年	3年	5年
上記以外の方	8年	7年	10年

注1 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科をいいます。

注2 （公社）全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習をいいます。

### (2) 有資格者

資格・試験名	種別
建設業法による技術検定	1級建設機械施工技士 2級建設機械施工技士（種別「第1種」又は「第2種」に限る。） 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（種別「土木」に限る。） 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（種別「建築」又は「躯体」に限る。）
技術士法による第二次試験	技術士（「建設部門」）
建築士法による建築士	1級建築士 2級建築士
職業能力開発促進法による技能検定	1級とび・とび工 2級とび+合格後の解体工事の実務経験1年 2級とび工+合格後の解体工事の実務経験1年
国土交通大臣が指定する試験	解体工事施工技士試験（注3）合格者

注3 （公社）全国解体工事業団体連合会が実施する試験をいいます。